

パブリック・コメント手続（意見募集結果）

（仮称）横須賀市生産緑地地区の区域  
の規模に関する条例の制定について

令和元年（2019年）12月25日（水）

お問い合わせ先：経済部農業水産課

電話 046-822-8296（直通）

横 須 賀 市

## 意見等の募集結果

### 1 意見等の募集期間及び資料の提供期間

令和元年（2019年）11月12日（火）から同年12月2日（月）まで

### 2 意見等募集の結果

(1) 提出者数 1人

(2) 意見等の件数 2件

### 3 提出方法別の状況

提出方法	人数
1 直接提出	0人
2 郵送	0人
3 ファクス	1人
4 E-mail	0人
合計	1人

### 4 意見等の内訳

項目	件数
1 条例案の内容	1件
2 その他、意見や要望等	1件
合計	2件

### 5 提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方

#### (1) 条例案の内容

No	意見等の概要	市の考え方
1	生産緑地地区の区域の規模を300㎡以上とすることに賛成	条例制定に向けて、手続を進めてまいります。

#### (2) その他、意見や要望等

No	意見等の概要	市の考え方
2	生産緑地の指定後30年間の営農義務期間は厳しすぎる。もっと短期にしてもらいたい。また、営農義務期間中の指定解除（買取の申出ができる）要件を緩和してもらいたい。	ご意見の規定は、国において制定された生産緑地法及び生産緑地法施行規則の規定により、制度運用されています。今後も、国の動向を注視していきます。